

FINMAC紛争解決手続事例（2025年4－6月）

証券・金融商品あっせん相談センター
（ F I N M A C ）

当センターにおいて実施した紛争解決手続（あっせん）事案のうち、2025年4月から6月までの間に手続が終結した事案は39件である。そのうち、和解成立事案が30件、不調打ち切り事案9件、一方の離脱事案等はなかった。あっせんを実施した事案のうち、紛争区分の内訳は、＜勧誘に関する紛争35件＞、＜売買取引に関する紛争3件＞、＜投資運用に関する紛争1件＞であった。

（注） 以下の内容は、当センターのあっせん手続きの利用について判断していただく際の参考として、当事者のプライバシーにも配慮しつつ、手続事例の概要として作成したものです。
なお、個々の事案の内容は、あくまでも、個別の紛争に関して、紛争解決委員の立会いの下で当事者間で話し合いが行われた結果であり、それが先例として他の事案にも当てはまるという性格のものではないことに御留意いただく必要があります。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
1	勧誘に関する紛争	誤った情報の提供	株式投信	女	60代後半	＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から勧められて投資信託を購入した際、商品性やリスクについて十分な説明がなかった。また、本件投資信託に要した手数料についても、説明を受けなかった。よって、被申立人に対し、発生した損失約70万円について、被申立人に賠償を求める。 ＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、申立人が本件投資信託を購入する際、商品性、リスク及び手数料について説明しているが、購入後、担当者の上席者から申立人へ説明を行った際、本件投資信託に要する手数料について、申立人の誤解を招くような発言を行ったことは認める。しかしながら、本件投資信託の解約により申立人は利益を得ており、申立人には何ら不利益は生じていないことから、申立人の請求には応じることはできない。	見込みなし	○2025年6月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたため、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切ることとした。 ＜紛争解決委員の見解＞ 本件投資信託に要する手数料について、申立人に対し、被申立人担当者の上席者が誤解を招くような発言を行っていることなどの理由を踏まえると、被申立人が申立人に対し、本件投資信託の購入に要した手数料の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
2	勧誘に関する紛争	誤った情報の提供	仕組債	男	70代前半	＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から仕組債を勧められ、リスクが低く元本割れは考えにくい旨の説明を受けて購入したところ、損失を被った。よって、被った損失約650万円について、被申立人に賠償を求める。 ＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、本件仕組債の商品性やリスク等について十分な説明を行い、申立人が理解したことを確認している。同担当者は、申立人に対し、リスクが低く元本割れは考えにくい旨の説明を行っておらず、説明義務及び適合性原則に反した行為はないことから、申立人が主張する損害賠償請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約160万円を支払うことで双方が合意した。 ＜紛争解決委員の見解＞ 本件仕組債の勧誘時、被申立人担当者は申立人に対し、トルコリラと日本円のチャートを示して説明しているが、申立人に示したチャートの期間は、為替変動が落ち着いていた期間であることから、申立人が安定していると誤認した可能性があると考ええる。また、申立人には、株式及び投資信託の購入経験はあるものの、購入後、保有し続けていただけとのことであり、投資経験とみなすことができるのか疑問を感じる。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
3	勧誘に関する紛争	説明義務違反	株式投信	女	80代前半	＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から投資信託等を勧められ、商品性等について十分な説明を受けenまま購入したところ、損失を被った。本件投資信託等の購入に際し、同担当者からは2年で利益が出る旨の説明を受けており、本件投資信託等の商品性等を十分に理解しないまま購入した。よって、発生した損失約540万円について、被申立人に賠償を求める。 ＜被申立人の主張＞ 被申立人担当者は、本件投資信託等の販売に際し、申立人に資料等を交付したうえで、丁寧かつ具体的に本件仕組債等の商品性やリスクについて説明を行っており、担当者の上司による面談を行うなど、申立人の属性に則して慎重な対応を行っている。また、申立人は、本件投資信託等の購入時点において、20年にわたる投資信託の投資経験を有しており、潤沢な資金も有している。申立人の主張は理由がないことから、申立人の請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約10万円を支払うことで双方が合意した。 ＜紛争解決委員の見解＞ 申立人は高齢ではあるものの、投資に関する知識や経験等の属性からも理解力は非常に高く、被申立人担当者の勧誘につき、適合性原則や説明義務に違反するといった法的責任までは認められないと考える。しかしながら、申立人に対し、被申立人担当者が行った勧誘の頻度等については、配慮が必要であったと考える。よって、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが妥当と考える。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
4	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラを参照する仕組債を勧めた際、元本は戻る商品との説明を受けたので、本当に元本が戻る商品なのかと数回確認したところ「大丈夫です。」との回答を得たので、安心して購入したところ損失を被った。元本が大きく割れるようなハイリスク商品であることを理解できるような説明を行わなかった被申立人に対して、発生した損失約550万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人から運用相談を受けた被申立人担当者は、被申立人における取扱商品を複数提示したところ、申立人からリスクを伴っても利回りの高い債券で運用したいとの意向を受けたため本件仕組債を提案したところ、申立人が興味を示して購入している。申立人は長年、他の金融商品取引業者において株式及び投資信託を取りする豊富な投資経験を有していることからすれば、同担当者からの説明を受け、本件仕組債がハイリスク商品であることは十分に認識していたはずである。被申立人において説明義務違反等はなく、申立人の請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約280万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者は申立人への勧誘時、リスク理解度等の確認や顧客属性の確認が不十分であった可能性があり、申立人が本件仕組債の商品性及びリスクを正しく認識していなかったことが窺われることからすれば、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当と考える。
5	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、リスクについて十分な説明を受けないまま購入したところ、損失を被った。申立人は、他の金融商品取引業者において一般的な金融商品を購入したことはあるものの、本件仕組債のようなリスクの高い金融商品を購入したことはなく、為替に関する知識や相場観も有していない。同担当者の勧誘行為は説明義務及び適合性の原則に反していることから、被った損失約160万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、本件仕組債のリーフレットや為替チャートを用いて商品性、リスク、最大損失等について適切に説明しており、申立人が理解したことを確認している。また、申立人は、金融商品取引の経験を有していることから、適合性の原則にも反していない。よって、申立人が主張する損害賠償請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約60万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本件仕組債の購入にあたり、被申立人担当者が申立人の投資意向を誘導した可能性があると考えるとともに、本件仕組債の商品性及リスク等に関する申立人への説明及び理解度の確認が十分ではなかったと考える。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
6	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクに関する十分な説明を受けないまま、安全な商品であると誤認して購入したところ、損失を被った。本件仕組債の購入前、他の金融商品取引業者での金融商品取引経験は有していたが、複雑な金融商品やリスクの高い金融商品の取引は行ったことがなかった。以上のことから、同担当者の勧誘行為は、適合性原則違反及び説明義務違反であることから、被った損失約630万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、商品性やリスクを適切に説明しており、申立人が理解したことを確認していることから、本件仕組債が申立人の投資意向に沿った金融商品であることは明らかである。よって、申立人が主張する損害賠償請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約160万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本件仕組債は、申立人が被申立人で投資信託の購入を決断した直後に被申立人担当者が申立人に提案したものであることを踏まえると、同担当者の営業的意向が反映された取引である可能性が高いと考える。また、同担当者による商品性やリスク等の説明及びその理解度確認が不十分であった可能性があることから、本件仕組債が申立人に適合したものであったかについて疑念が生じる。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
7	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	50代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクについて十分な説明を受けないまま購入したところ、想定を超える多額の損失を被った。よって、被った損失約1,900万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件仕組債の勧誘に際し、被申立人担当者の本件仕組債の商品説明に法令違反はない。本件仕組債は比較的単純な商品性であり、申立人は長期の投資経験を有し、外貨建てを中心に幅広い金融商品に投資していたことを踏まえると、同担当者や上席者からの説明を受けて、本件仕組債の商品性等を理解することができないということはない。申立人の主張は、被申立人の認識する事実とは異なっていることから、申立人からの損害賠償請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年6月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約100万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本あっせんにあたり、当事者双方から提出された資料や主張、事実経過を踏まえると、被申立人に、説明義務違反又は適合性の原則に違反する行為があったと判断することはできないと考える。しかしながら、申立人が本件仕組債の商品性やリスクを十分に理解したうえで購入したものであったのかという点については疑問を感じる。よって、被申立人が申立人に対し、若干の解決金を支払って和解することが妥当と考える。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
8	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	80代 前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、リスクに関する十分な説明を受けないまま購入したところ、損失を被った。本件仕組債の勧誘時、同担当者から、本件仕組債のメリットばかりを強調した説明を受けており、転換対象株式発行会社の事業内容について、同担当者に確認したものの、明確な回答を得られなかったことから、誤った認識を持ったまま購入した。よって、被った損失約1,500万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、資料を用いて商品性やリスクについて説明を行っているとともに、転換対象株式発行会社の事業内容等についても申立人の認識を誤らせるような説明は行っていない。また、申立人は本件仕組債の購入時点において、6年以上にわたり同種の仕組債の購入経験があり、購入した仕組債でノックインした経験もあるなど、豊富な投資経験を有している。申立人は、本件仕組債のリスクを十分に理解し、自らの意思で購入したものであることから、申立人からの損害賠償の求めには応じることとはできない。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約50万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人は、被申立人担当者に対し、転換対象株式銘柄の事業内容を確認したものの、同担当者から明確な回答がなかったと主張していることについては、事実と相違ないだろうという心証を持っている。また、本件仕組債の商品性やリスクについて、被申立人は申立人に同種の仕組債の購入経験があることをもって理解していた旨を主張していることについて、偶然、損失が発生しなかったため、申立人は本件仕組債のリスク等を真に理解していない可能性があると考ええる。以上のことから、被申立人が申立人に対し、一定額の解決金を支払うことにより和解することが妥当と考える。
9	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代 後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクについて申立人が理解できる程度の十分な説明を受けないまま購入し、損失を被った。勧誘時、同担当者から商品性やリスクに関する説明は受けたものの、専門用語が多く、申立人には理解することが難しかった。よって、被った損失約5,110万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、商品性やリスクについて十分な説明を行っており、申立人が理解したことを確認している。申立人は、他の金融商品取引業者においても金融商品取引の経験を有しており、本件仕組債取引に関する十分な知識及び経験も有していた。よって、申立人の請求する損害賠償に応じることとはできない。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約300万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本件仕組債の販売にあたり、被申立人の申立人に対する勧誘について、法令諸規則に反する行為は認められないと考える。しかしながら、申立人は被申立人において繰り返し仕組債を購入しており、初めのうちは、早期償還により、高い利息を享受していたことが認められるため、申立人が継続して仕組債を購入することにより、本件仕組債のリスクについて、特段の注意を払うことなく、購入していたと考える。こうした事情から、被申立人担当者も申立人に対し、仕組債のリスクに関する説明や注意喚起を丁寧に行わなかった可能性があると考ええる。以上のことから、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
10	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	60代 後半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラを参照する仕組債を勧められ、言われるがままに購入したところ、損失を被った。同担当者は良いことばかりを言って、本件仕組債が複雑で特殊な商品であることについて、申立人が理解できるように説明を行わなかった。よって、被申立人に対して、発生した損失約1,290万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は被申立人に口座開設以降、仕組債を含むリスク性商品の取引を多数行っており、豊富な投資経験を有している。被申立人担当者が申立人の投資意向に沿って商品を提案した場合でも取引に応じないことがあったことから、申立人の主張するような言われるがままに取引を行うことはない。本件は、同担当者が複数の商品を提案したところ、申立人が本件仕組債を希望したものであり、商品概要説明書等に基づいて説明した商品内容及びリスクを十分に理解のうえで取引している。被申立人において、申立人の損害賠償請求に応じることとはできない。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約200万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の勧誘や販売方法が直ちに問題のある行為であったとは言えないが、申立人は一定の知識及び投資経験等があるものの、同担当者の説明により本件仕組債の商品内容及びリスクを真に理解できていたのかは疑問があることからすれば、より慎重に申立人の理解度を確認すべきであったと思われる。これらの事情を踏まえ、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが妥当と考える。
11	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	50代 後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、リスク等について十分な説明を受けないまま購入したところ、損失を被った。本件仕組債の購入に際し、同担当者に対して、投資原資は相続で得たものであり、減らしたくない旨を伝えたところ、大丈夫、危ないものではないと説明されていたことから、本件仕組債がリスクの高い金融商品であるとは思っていなかった。よって、発生した損失約2,000万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人が本件仕組債を購入するまでの間、3回にわたり申立人に本件仕組債の説明等を行い、本件仕組債の商品性やリスクについて、十分な説明を行っている。また、本件仕組債の購入原資が相続財産であることは認識しているが、申立人は、本件仕組債を購入するまで、この相続財産を外貨建ての商品で運用していた。被申立人において、説明義務違反、断定的判断の提供、適合性の原則に反する行為はないことから、申立人の請求に応じることとはできない。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約200万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人は、金融商品取引の経験は有しているものの、仕組債のような複雑な金融商品の取引経験は有しておらず、本件仕組債が複雑な金融商品であることを踏まえると、被申立人担当者は、申立人に対し説明を尽くす必要があったと考ええる。また、本件仕組債は外貨建て保険契約を解約して購入していることを踏まえると、法令違反までは認められないものの、申立人に対して同担当者は十分な説明を行っていたのか、本件仕組債のリスクを申立人は十分に理解していたのかという点について、疑問が残る。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
12	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	40代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、支払われる金利が高いこと、元本が割れることはほとんどないこと等、メリット面を強調する説明は受けたが、元本毀損リスクや商品性について理解することができような説明を受けないまま購入したところ、損失を被った。また、本件仕組債のようなハイリスク商品を株式取引しか経験したことのない申立人に勧誘する行為は適合性原則違反に該当する。よって、被った損失約230万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、本件仕組債の商品性やリスク等について十分な説明を行い、申立人が理解したことを確認している。また、申立人は、被申立人に対し、15年にわたり株式や投資信託の取引経験を有する旨を申告しており、本件仕組債は、申立人自らが判断して購入したものである。説明義務違反はもとより、適合性原則違反もないため、申立人の請求に応じることではない。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約60万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の投資意向や投資経験等を踏まえると、仕組みが複雑でリスク性の高い本件仕組債は、申立人に適した金融商品ではなかった可能性があると考ええる。また、被申立人担当者が申立人に対して行った本件仕組債の商品性やリスクの説明が不十分であった可能性があることを踏まえると、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
13	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	50代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクについて十分な説明を受けないまま購入したところ、損失を被った。また、本件仕組債の購入時、被申立人に対し、実際の保有金融資産額を上回る保有金融資産額を申告したが、これは同担当から指示されて行ったものである。よって、被った損失約2,500万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件仕組債の販売時、被申立人担当者は申立人に対し、仕組債の商品性やリスク等について十分に説明を行っている。また、申立人の投資経験等に照らせば、本件仕組債の商品性やリスクを理解していたといえるとともに、本件仕組債の購入は、申立人の投資方針に沿った金融商品であったことは明らかである。なお、申立人の保有金融資産額の変更については、面談時に申立人から話しがなされたものであり、変更に際しては、被申立人が確認を行っている。以上のことから、被申立人に、適合性原則違反及び説明義務違反は存在しないため、申立人が主張する損害賠償責任に応じることはできない。	見込みなし	○2025年6月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案した。しかしながら、申立人にあつせん手続きで和解する意思が窺えないことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あつせん手続きを打ち切ることとした。 <紛争解決委員の見解> 申立人が述べた実際の保有資産額からすると、本件仕組債への投資額の割合は高いと考える。他方、本件仕組債の投資資金は余裕資金であったこと、投資目的は値上り益重視であったことは申立人も認めていることから、被申立人担当者による本件仕組債の提案が、申立人の投資意向から逸脱していたとまでは言い切れないと考える。よって、紛争の早期解決のため、被申立人が申立人に対し、解決金を支払って和解することが妥当と考える。
14	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	80代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、高金利により必ず儲かる等の説明を受け、リスクや商品性について十分な説明を受けないまま購入したところ、損失を被った。多額の損失を被る可能性があることを認識していれば、本件仕組債を購入していないことから、被った損失約1,130万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、本件仕組債の商品性やリスク等について、リーフレットや為替チャート等も用いて十分な説明を行い、申立人が理解したことを確認している。また、申立人は、仕組債や投資信託の投資経験を有しており、十分な理解力があるとともに、収益目的で投資する意向が旺盛であった。以上のことから、被申立人に説明義務違反及び適合性の原則違反はないものの、本件仕組債購入時、申立人が高齢であったこと等を踏まえ、請求の一部を負担して本件紛争の解決を図る用意はある。	和解成立	○2025年6月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約340万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人が高齢であったこと、被申立人による申立人の投資方針の把握が十分でなかったこと等を踏まえると、本件仕組債が申立人に適合したものであったかは疑念が残る。また、申立人は本件仕組債の購入にあたり、投資方針を変更していること等の事情を踏まえると、単なる高齢者への勧誘には留まらないと考える。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
15	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、リスクや商品性について十分な説明を受けないまま購入したところ、損失を被った。よって、被った損失約1億1,000万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、本件仕組債の商品性やリスク等について一定の説明を行っており、申立人が理解したことを確認している。よって、申立人からの損失額全額の請求には応じることができないが、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。	和解成立	○2025年6月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約2,400万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の申立人に対する本件仕組債のリスク説明について、申立人が十分に理解できる程度に十分なものであったのかという点、本件仕組債の販売に際し、被申立人による申立人のリスクに関する理解度の確認が十分であったのかという点に疑念が残ること等を踏まえると、申立人が本件仕組債のリスクを十分に理解できていないまま本件仕組債を購入した可能性があると考ええる。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
16	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、3か月に一度、利息が出る旨、多少のリスクがある旨の説明は受けたものの、リスクや商品性について十分な説明を受けないまま購入したところ、損失を被った。よって、被った損失約500万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、本件仕組債の商品性やリスク等について十分な説明を行い、申立人が理解したことを確認している。よって、被申立人に説明義務違反等の行為はないことから、申立人からの請求には応じることはできない。	和解成立	○2025年6月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約200万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の保有する資産に対する本件仕組債の投資割合が高いと考えられること、被申立人による申立人の本件仕組債のリスク理解度の確認が十分でなかった可能性があること等を踏まえると、本件仕組債が申立人に適合したものであったか疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
17	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクに関する十分な説明を受けないまま購入したところ、損失を被った。よって、被った損失約550万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、商品性やリスクについて一定の説明を行っており、申立人が理解したことを確認している。申立人が被った損害全額の請求には応じることはできないが、請求額の一部を負担することにより解決を図る用意はある。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約190万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本あっせんにあたり、当事者双方から提出された資料や主張、事実経過や、申立人が本件仕組債の商品性やリスクについて、十分に理解できていないこと等を踏まえると、被申立人による申立人への本件仕組債の商品性やリスク理解度及び適合性の確認が十分であったのかについて疑念が生じる。本件仕組債が申立人に適合したものであったかについて疑念が生じることから、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。 申立人の家族1名（70代後半女性）から、同一趣旨による損害賠償請求（請求額：約550万円）は、約100万円の支払いで和解した。
18	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクに関する十分な説明を受けないまま、安全な商品であると誤認して購入したところ、損失を被った。よって、被った損失約550万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人の意向を踏まえて本件仕組債を提案しており、提案の際には、申立人に対し、本件仕組債の仕組みやリスクに関する説明を行っている。申立人は、本件仕組債に関する説明内容を理解したうえで、自らの投資判断により購入しており、申立人は潤沢な資産及び金融商品取引経験を有していたことから、本件仕組債取引について、被申立人担当者の行為に違法性等の問題は認められない。よって、申立人からの損害賠償請求には、応じることはできない。	見込みなし	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案した。しかしながら、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切ることとした。 <紛争解決委員の見解> 本件仕組債の販売に際し、被申立人担当者は申立人に一通りの説明は行っていることから、説明義務違反は見受けられないと考える。当事者双方の事実認識に大きな隔たりがあるものの、本件紛争を迅速かつ円滑に解決するために、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。 申立人の家族1名（60代前半女性）から、同一趣旨による損害賠償請求（請求額：約1,100万円）は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切った。
19	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、特に、元本毀損に係る最大リスクを含めた商品内容について十分な説明を受けないまま、言われたとおりに購入したところ、損失を被った。本件仕組債を購入するまで、仕組債という金融商品があることは知らず、仕組債の商品性やリスクを十分に理解しないまま購入したものである。よって、被った損失約700万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は、本件仕組債を含めて3回にわたり仕組債を購入しており、いずれの約定時にも被申立人担当者は、仕組債取引に関する説明資料、契約締結前交付書面等の書面を交付して、申立人から、リスクの程度等について理解した旨の確認書等を受け入れている。よって、本件において、被申立人担当者が適合性原則及び説明義務に違反する不当な投資勧誘を行った事実は認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年6月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約70万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の申立人への勧誘において、説明義務について明確な違反があったとは言えないと考える。しかしながら、申立人の属性等を踏まえると、本件仕組債が申立人に適合した商品であったか疑念が残る。その他、諸般の事情も勘案すると、被申立人が申立人に対し、一定額の解決金を支払うことにより解決することが妥当と考える。 申立人の家族1名（70代後半男性）から、同一趣旨による損害賠償請求（請求額：約500万円）は、約50万円の支払いで和解した。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
20	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	男	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から勧められた債券を言われるがままに購入したところ、市況の悪化により損失を被った。申立人は同担当者から本件債券の商品内容及びリスク等について、十分な説明を受けていなかったことから、被申立人の説明義務違反を理由に、発生した損失約3,000万円について賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は申立人に対して、本件債券の商品の仕組み及びリスク等について十分に説明を行っている。被申立人に説明義務違反はなく、損害賠償責任を負うものではないことから、申立人の請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約400万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本件あっせんにおいて、当事者双方から提出された資料や事情聴取の内容を踏まえ、双方の事実認識に大きな隔たりがあるものの、本件債券についての被申立人担当者による説明が十分であったとは言えない点を考慮し、紛争の早期解決の観点から、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが妥当と考える。
21	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	女	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から勧められた債券を購入したところ、多大な損失を被った。同担当者に安全性の高い商品で運用したい旨を伝えていたが、本件債券の重要事項について説明を受けなかったため、ハイリスクな商品であることを理解しないまま取引した。よって、被申立人の説明義務違反等を理由に、発生した損失約5,900万円について賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者が申立人に本件債券を提案したところ、申立人は興味を示し、自らの判断に基づいて取引を行っている。同担当者は、契約締結前交付書面等を交付して商品の仕組み及びリスク等の重要事項を十分に説明しており、被申立人に説明義務違反等はないため、申立人の主張する損害賠償請求に応じることはできない。	見込みなし	○2025年5月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、かつ、被申立人が和解には応じないとの意向を示したことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切ることとした。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができないため、あっせんでの解決は困難であると判断した。
22	勧誘に関する紛争	断定的判断の提供	株式投信	男	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から「元本が減ることはない。」、「間違いなく儲かる。」と言われたことを信用して投資信託を購入したが損失を被った後、その挽回策として「絶対にいける」と言われて株式を購入したが、さらに損失が拡大してしまった。申立人は同担当者に安全性の高い商品で運用したい旨を申し出ていたが、断定的な判断の提供等によりリスクの高い商品で取引させた被申立人に対して、発生した損失約2,600万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人はこれまでに比較的风险の高い商品の取引を行っており、豊富な投資経験を有している。被申立人担当者は申立人の投資意向に沿って本件投資信託及び株式を提案した際、申立人の資金性格等を考慮して複数回にわたりリスク説明等をしている。取引については申立人自身の判断により行われたものであり、同担当者において申立人の主張するような断定的な判断の提供等はないことから、損害賠償請求には応じることはできない。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約250万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の申立人への勧誘について、断定的な判断の提供や適合性原則違反はなかったと考えるが、関係資料によると、株式を提案した際の行き過ぎた勧誘行為が申立人の投資判断に影響を及ぼしたと推測する。これらの事情を踏まえ、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当と考える。
23	勧誘に関する紛争	断定的判断の提供	上場株式	女	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から「絶対にいける」と言われて株式を購入したが、損失を被った。申立人は同担当者に安全性の高い商品で運用したい旨を申し出ていたが、断定的な判断の提供等によりリスクの高い商品で取引させた被申立人に対して、発生した損失約1,300万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は申立人の投資意向に沿って本件株式を提案した際にリスク説明等をしている。取引については申立人自身の判断により行われたものであり、同担当者において申立人の主張するような断定的な判断の提供等はないことから、損害賠償請求には応じることはできない。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人による金銭の支払いを行わずに、家族の事業（項番22）と一体として解決することについて双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人は家族からの伝聞により取引を行っており、被申立人担当者から直接勧誘は受けていないため、断定的な判断の提供等により取引させられたとの主張は成り立たないと考え。申立人の家族も被申立人を相手方とした紛争になっており、申立人の家族の事業では、被申立人が金銭を支払って解決することで合意していることを踏まえると、本件紛争も申立人の家族の事業と一体として取り扱うことにより解決すべきと考える。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
24	勧誘に関する紛争	断定的判断の提供	仕組債	女	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラに関連する仕組債を2銘柄勧められた際、ノックイン等のリスクは心配ないと言われたので定期預金のもつりで購入したが、多大な損失を被った。同担当者は投資経験の乏しい申立人に他の金融商品の提案や分散投資に係る案内をすることなく、過大なリスクを伴う本件仕組債を勧めて取引させたものである。よって、被申立人に対して発生した損失約2,200万円について賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人の知識、経験、財産の状況及び投資目的等に照らし、複数の金融商品を提案しており、申立人が本件仕組債に興味を示したものである。本件取引は申立人の投資意向に沿ったものであり、同担当者においては十分な説明等を尽くしており、申立人が主張するような不適切な勧誘や発言を行った事実は認められないことから、被申立人が損害賠償責任に応じることはできない。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約30万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の申立人に対する勧誘について法令違反があったとまでは認められないものの、申立人は本件仕組債のリスク及び商品性の理解が不十分であったと窺える。被申立人においては申立人の属性等を踏まえ、本件仕組債の理解度確認等について、より配慮をすべきであったと考えられる。双方の主張は隔たりが大きいが、本件紛争を長期化させずに円満に解決させるため、被申立人が和解案に示した金額を申立人に支払うことで和解することが妥当と考える。
25	勧誘に関する紛争	適合性の原則	外国為替証拠金（店頭）	女	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から執拗な勧誘を受けて投資信託を購入したところ、同担当者からF Xを勧められ、F Xの仕組みやリスクについて十分に理解しないまま取引を行った結果、損失を被った。本件F X取引は同担当者から言われたとおりに売買しており、同担当者に対して取引を止めたい旨を伝えても、止めさせてもらえなかった。よって、被った損失約2,000万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件F Xを勧誘した際、本件F Xの仕組みやリスク等について十分な説明を行っており、申立人が理解したことを確認している。また、売買は同担当者による情報提供を基に、申立人自らの判断により行っており、申立人の発意により売買を行うなど、積極性を有していた。申立人は、自らの責任の下で長期にわたり取引を行っていることから、申立人からの請求に応じることはいできない。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約200万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人は、申立人の口座開設時、申立人の資産状況を確認し、十分な資産を有していると判断しているが、申立人が保有していた資産のほとんどは相続財産であったことなどからすると、顧客の属性確認が十分であったとは言えないと考える。また、売買のほとんどは被申立人担当者の提案によるものであり、必ずしも申立人自らの判断で売買を行っているとは言えないと考える。以上のことから、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
26	勧誘に関する紛争	適合性の原則	株式投信	女	80代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から、保有する県債等を売却し、売却代金で投資信託を購入するよう勧められ、言われたとおりにしたところ損失を被った。本件投資信託は、商品内容やリスク等を理解することなく購入したものであることから、被った約230万円の損失について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件投資信託の販売に際し、申立人の夫が同席のうえで、申立人に対し、本件投資信託の販売資料を用いて投資対象や価格変動リスクがある旨等を説明しており、申立人も内容を理解していた。また、保有していた県債等についても、申立人が納得したうえで売却したものと史料する。よって、申立人の請求には理由がないため、金銭的解決に応じることはいできない。	見込みなし	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案した。しかしながら、被申立人からあつせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あつせん手続きを打ち切ることとした。 <紛争解決委員の見解> 県債等を含め、全保有商品を本件投資信託に乗り換えている点や被申立人担当者からの申立人への連絡が途絶えたこと等について、もう少し丁寧、慎重に対応する必要があったと考える。他方、被申立人担当者の対応も不当とまでは言えないと考える。本件紛争の迅速かつ円滑な解決のために、被申立人が申立人に対し、一定額の解決金を支払うことにより解決することが妥当と考える。
27	勧誘に関する紛争	適合性の原則	株式投信	男	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から口座開設の勧誘を受けた際、元本保証で定期預金よりも利回りの良い商品であれば購入したい旨を申し出たうえで口座を開設した。その後、同担当者によって複数の投資信託や外国債券を無断で購入され、多額の損失を被った。よって、発生した損失約460万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人の口座における取引受注の経緯等について、被申立人担当者の対応に不適切な点はあるものの、申立人が母親に一任していたものであることから、本件取引の結果、発生した全ての損失について、被申立人が負担することは承認できない。よって、過失割合について話し合いを行ったうえで解決を図りたい。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約280万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本件取引は、申立人の母親が申立人を代理して被申立人との間で金融商品取引を行ったものであり、申立人も母親による取引を概括的には認めていたと考えられる。しかしながら、金融商品取引の都度、被申立人から申立人への説明等は行われておらず、被申立人は申立人から代理人屈を徴収していないことを踏まえると、被申立人の対応は、不適切であったと言わざるを得ないと考える。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
28	勧誘に関する紛争	適合性の原則	株式投信	女	50代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から勧められた投資信託を購入したところ、多大な損失を被った。申立人は投資経験が乏しく、同担当者から本件投資信託の商品性等の説明は受けたものの、ほとんど理解できていなかったが、マーケットが上昇・下落のどちらに振れても、絶対に収益が積み上がると言われたことを信頼して購入した。安定して運用する商品希望したにもかかわらずこのような商品を購入させた被申立人に対して、発生した損失約1,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人から損失が生じるリスクを許容しつつ、相応のリターンを得られる商品を余裕資金で購入したいとの投資意向を受け、本件投資信託を提案し、目論見書等に沿って適切な説明を行っている。申立人は豊富な投資経験を有しているため、商品性が複雑とは言えない本件投資信託の仕組みやリスクを十分に理解のうえで購入に至っている。よって、被申立人は損害賠償義務に応じることはできない。	見込みなし	○2025年6月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、かつ、被申立人が和解には応じないとの意向を示したことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切ることとした。 <紛争解決委員の見解> 申立人は金融商品や金融商品取引に理解があったようには思えないうえ、安定的な商品による運用を考えていたことからすると、被申立人担当者が勧めた本件投資信託が申立人の投資意向に沿った商品であったのかどうかは判断ししない。諸般の事情を踏まえ、紛争の早期解決を図るため、被申立人が申立人に対し、解決金を支払って和解することが妥当と考える。
29	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	男	40代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から外国株式を対象株式とした仕組債を勧められ、手堅い商品であり、間違いない旨を言われて購入したところ、損失を被った。申立人は、少額での累積投資信託や外国為替証拠金取引の経験は有していたが、本件仕組債の購入に見合う知識や経験に欠けていた。説明義務違反及び適合性原則違反を理由に、被申立人に被った損失約3,600万円について賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を提案するにあたり、本件仕組債の商品内容及びリスクについて十分な説明を尽くしており、申立人はこれらを理解し、自らの意思により本件仕組債を購入している。また、申立人は、法人の代表取締役就に就いており、投資信託、外国為替証拠金取引など、豊富な投資経験を有している。申立人が主張する適合性原則違反、説明義務違反はいずれも認められないことから、申立人の請求には応じることはできない。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約150万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本件仕組債は、米国株式2銘柄を参照する他社株転換債であることや購入金額が高額であることなどを踏まえると、相応にリスクが高い商品であると考えられることから、被申立人において、本件仕組債の勧誘に際して、配慮を欠いた点があると考ええる。本件における事情を総合的に勘案し、本あっせん手続きで紛争を円満に解決するため、被申立人が申立人に対し、和解案に示した金額を支払うことにより解決することが妥当と考える。
30	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	法人	-	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、リスク等について十分な説明を受けenいまま購入したところ、損失を被った。また、申立人は株式取引について一定程度の経験を有しているものの、外国債券や仕組債等については取引したことはなく、金融商品に関する知識も豊富ではない。よって、被った損失約2,200万円について、適合性原則違反及び説明義務違反を理由に被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、本件仕組債の商品性やリスク等について十分な説明を行い、申立人が理解したことを確認している。また、申立人は、一定規模の会社を経営しており、40年以上に亘り株式や債券等の取引を行っているため、金融商品に関する理解度は十分に備わっている。申立人からの請求に応ずることはできないが、請求の一部を負担して紛争の解決を図る用意はある。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約850万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人が申立人の投資意向や資産状況を十分に確認せずに本件仕組債を勧誘したことを踏まえると、本件取引が申立人に適合したものであったのか疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。
31	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	男	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、対象銘柄の株価が50%まで下がることはない旨の説明を受け、リスクについて説明を受けずに購入したところ、損失を被った。よって、被った損失約2,900万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、本件仕組債の商品性やリスク等について十分な説明を行い、申立人が理解したことを確認している。また、申立人は、本件仕組債の購入以前に、同種の仕組債を2度にわたり購入しており、いずれにおいても商品内容やリスクについて説明し、申立人が理解したことを確認している。よって、申立人が主張する損害賠償請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年5月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約1,000万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の投資知識や投資経験に照らすと、本件仕組債のリスク等について、十分に理解することのないまま本件仕組債を購入した可能性があることから、本件仕組債が申立人に適合したものであったかについて疑念が残る。また、本件仕組債の購入にあたり、被申立人による申立人のリスク許容度や理解度の確認が不十分であった可能性があると考ええる。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当と考える。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
32	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	女	80代 前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクについて十分な説明を受けないまま購入したところ、損失を被った。本件仕組債は、同担当者から言われるがままに購入したものであることから、被った損失約1,300万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件仕組債の勧誘に際し、被申立人担当者は申立人に書面を交付し、当該書面の記載内容に基づいて商品性やリスクについて十分に説明を行っており、上席者による説明や理解状況の確認も行っている。また、申立人は、被申立人において、本件仕組債を含め計6本の仕組債を購入しており、その中には利益を得たものも含まれている。よって、申立人からの損害賠償請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年6月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約20万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人は被申立人において長期にわたり相当の投資経験を有していることから、本件仕組債の商品性等について、全く理解できていなかったとは言えないと推測する。また、申立人は、被申立人において、本件申立てに関わる仕組債を含め、計6本の仕組債を購入しており、利益を得ている仕組債も含まれていることを踏まえると、紛争の早期解決の見地から、被申立人が申立人に対し、若干の解決金を支払って和解することが妥当と考える。
33	投資運用に関する紛争	その他	ラップ	男	40代 後半	<申立人の主張> 被申立人との間で締結した投資一任契約において、運用コースの変更を行ったにもかかわらず、変更後のコースによる運用が行われず、変更前のコースによる運用が行われた結果、利益を得ることができなかった。よって、コース変更により得ることができた約220万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人との間で締結した投資一任契約において、申立人から運用コースの変更が行われたため、被申立人として運用コースの変更に基づいた対応は行ったものの、結果的に変更後の運用コースに基づく運用ができなかったことは事実である。しかしながら、被申立人に責任はないことから、申立人からの請求に応じることはできない。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約30万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人からの運用コース変更に基づく被申立人の対応について、被申立人が法律上の義務を負っているとは言いえないと考える。しかしながら、履行できなかった理由について、被申立人は申立人に十分に説明するなどの配慮が必要であったと考えることから、被申立人が申立人に対し、和解案に示した金額を支払って和解することが妥当と考える。
34	売買取引に関する紛争	その他	株価指数OP	男	70代 前半	<申立人の主張> 被申立人からロスカット口座を開設しなければ従来から行っている先物等取引を継続することができないとの案内を受けたので口座開設したが、相場下落時、建玉がロスカットされて損失を被った際、被申立人に確認したところ、ロスカット口座を開設していなくても取引可能であったことがわかった。被申立人から虚偽の説明を受けていなければロスカット口座を開設していなかった。口座開設後、何ら注意喚起等も行わないで取引させた被申立人に対して、被った損害約800万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人がロスカット口座を開設したのは本人の意思に基づくものであり、被申立人から開設しなければ先物等取引を行うことができなくなるという案内をした事実はない。ロスカット発動に伴う損失については、申立人の相場観と投資意向により自らの判断で取引を行った結果であり、被申立人が責を負うものではない。よって、申立人の請求に応じることはできない。	見込みなし	○2025年6月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、かつ、被申立人が和解には応じないとの意向を示したことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切ることとした。 <紛争解決委員の見解> 申立人は被申立人から虚偽の説明を受けてロスカット口座を開設したと主張しているが、口座開設されたのは10年以上前のことであり、虚偽であるとの主張を裏付ける証拠はなく、申立人がその後も被申立人と取引を継続していたことからすれば、ロスカット口座開設について了承していたことが窺える。また、仮に被申立人が虚偽説明を行っていたとしても、ロスカット発動により発生した損失との因果関係を見出すことはできず、申立人が被申立人に対して賠償を求めることは困難であると考え。
35	売買取引に関する紛争	その他	上場株式	男	20代 後半	<申立人の主張> 保有する株式を逆指値注文により売却しようとして被申立人の取引画面にログインした際、注文画面上で逆指値を選択した際に表示された執行期限が誤っており、注文が執行停止となって売却することができなかった。被申立人のミスに起因して未約定となったためであり、被った損害金約50万円について賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人の取引画面上、注文執行に関する説明事項が明記されており、申立人は事前に確認のうえで発注しているものと考え。申立人はこれまでに何度も逆指値注文を発注した経験を有しているため、執行期限について理解していたはずである。よって、申立人の損害賠償請求は成り立たないため、被申立人において金銭的解決に応じることはできない。	見込みなし	○2025年4月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、かつ、被申立人が和解には応じられないとの意向を示したことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切ることとした。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、被申立人から申立人が数か月前に本件取引と同じ取引を行っていることから、本あっせんにより解決することはできないとの意向を明確に示した。このような状況で、被申立人に譲歩を求めることは困難であると考え。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
36	売買取引に関する紛争	その他	上場株式	男	60代後半	<申立人の主張> 被申立人に対し、インターネット等を使用しなくても、電話で取引ができることを確認したうえで口座を開設し、取引を行ったところ、損失を被った。損失を被った理由は、被申立人の説明に不備があったことが原因であることから、被った損失約2万円について、被申立人に賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人は、申立人からの照会に対して一般的な回答を行ったものであり、例外的な対応についてまでも、被申立人が申立人に説明を行う義務があるとは認められない。よって、申立人からの損害賠償の求めには応じることはできない。	和解成立	○2025年4月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約2万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人は、被申立人との取引の前提として、被申立人に対し、インターネット等を使用しなくても取引できることが前提である旨を確認していたことが窺われる。また、申立人からの問合せ等に対する被申立人の回答内容等について疑問がある。よって、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことにより解決することが妥当と考える。